

学生等の学びを継続するための緊急給付金 3次募集要項

日本女子大学

「学生等の学びを継続するための緊急給付金（3次募集）」の申請を希望される方は、以下の通り手続きをしてください。

【手続きの流れ】

（1）本事業の内容と支給対象者の要件を確認

学生等の学びを継続するための緊急給付金 申請の手引き（学生・生徒用）をよく読み、支給対象になるかどうかを確認してください。

（2）申請書類の記入と必要書類の準備

申請書類①～④をダウンロードし、記入してください（学生本人が記入してください）。また、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）のP.6を確認のうえ、必要書類を準備してください。ご提出いただいた書類にて推薦者を選出いたしますので、可能な限り状況が判断できる根拠資料のご提出をお願いいたします。

1. 全員提出必須の書類

①提出用確認シート（本人チェック欄に□を入れてください）

②学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書【様式1】

※学生番号が不明の場合は、※学生番号記入欄は空欄にし、その下に「不明」と記入してください。

「3. 申し送り事項」に給付金を必要とする理由を詳しく記入してください。

③学生等の学びを継続するための緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書【様式2】

④経済状況確認書

2. 支給要件を満たすことを証明する書類

I. 住民票の写し、アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い根拠書類等 ※1

II. 預貯金通帳等の写し（任意） ※2

III. コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等（該当する場合）

IV. 収入の減少状況が判断できる給与明細または振込口座の預貯金通帳の写し等 ※3

・収入減少前の証明として、2020年1月以降の1ヶ月分

・収入減少後の証明として、2021年1月以降の1ヶ月分

V. 以下に係る認定書の写し（該当する場合）

民間等による支援制度等

第一種奨学生（※学生証）【提出不要 大学で確認します】

大学等独自の奨学生【提出不要 大学で確認します】

外国人留学生学習奨励費【提出不要 大学で確認します】

- ※1 通信教育課程では在籍する学生本人が生計維持者であるなど世帯構成が様々ですので、世帯構成を確認するための資料として可能な限りご提出をお願いいたします。保護者等が賃借人の場合、入居者欄等、学生本人が居住していることがわかる部分も提出してください。
- ※2 預金通帳等の写しを提出する場合は、該当部分に印や説明をつけてください。
(「給料」「仕送り」と記載する等)。
- ※3 給与明細書のコピーや、インターネットバンキングの画面の印刷物などに対して、減少が判断できる箇所を手書きなどで説明を追記してください。

(3) (2) に記載の書類を大学へ提出

必要書類を簡易書留等記録の残る方法で提出してください。郵送のみでの受付となりますので、通信教育課窓口での提出は不可です。封筒の表面に赤字で「学生等の学びを継続するための緊急給付金 申請書類在中」と記載してください。

<宛先> 〒112-8679 東京都文京区目白台 2-8-1

日本女子大学通信教育課 宛

<締切> 2022年3月15日(火) 必着

(4) 大学等での審査

日本学生支援機構への推薦者を審査します(3月下旬予定)。提出頂いた書類を確認し、必要に応じて申請者に連絡をします。大学からの電話、メールを確認するようにしてください。なお、大学の推薦枠に上限があるため、全員が支給されるとは限りません。予めご了承ください。推薦の可否は、文書にて本人に通知します(3月下旬予定)。

(5) 審査結果を大学から日本学生支援機構へ提出

(6) 日本学生支援機構より給付金の振り込み

日本学生支援機構が振り込みの手続きを行います。支給の決定通知はありません。口座への振り込みをもって、支給決定の通知に代えさせて頂きます。

(問い合わせ先)

日本女子大学通信教育課 03-5981-3211

受付時間 月～金 10:00～16:00

土 10:00～11:30